

20歳になったら 国民年金

◆問い合わせ先
南国年金事務所 ☎088-864-1111
市民保険課 保険班 ☎53-3115

国民年金とは？

国民年金は、年をとったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、公的年金に加入し保険料を納めていくことで、老後や、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなどに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金の加入手続きは？

20歳になった方は、国民年金への手続きが自動的に行われます。誕生日から2週間程度で、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」「基礎年金番号通知書」「国民年金保険料納付書」などが届きます。お知らせが届かない場合は、市役所もしくは年金事務所へお尋ねください。

※20歳到達時に厚生年金、共済組合に加入している方を除きます。

年金額を増やすには？

毎月の保険料に、月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金と合わせて受け取ることができる「付加保険料」制度があります。付加年金の年額は「200円×付加保険料を納めた月」で計算しますので、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。付加保険料は申し込んだ月の分から、保険料を納付することができます。また、申し出により付加保険料を止めることもできます。※国民年金基金へ加入されている方は付加保険料を申し込めません。

●保険料の納付が困難なときは免除や猶予できる制度があります

国民年金には、保険料納付が免除される制度や、猶予される制度があります。申請は、市民保険課保険班、各支所で受け付けていますので、ご相談ください。

保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付（3/4・1/2・1/4）になります。

※失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等の写しを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もあります。
※保険料免除が承認された期間については、その免除段階により、将来の年金額が減額されますので、ご注意ください。
※納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

※将来受け取る年金額を満額に近づけたい方は、10年以内であれば、保険料を納めることができる追納制度をご利用ください。

50歳未満の方には 納付猶予制度

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

学生の方には 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。
※学生証の写し、または在学証明書原本の添付が必要です。

令和6年度の国民年金保険料は 月額16,980円です (前年度より460円の増額です)

保険料の納期は翌月末です。納期から2年を経過すると時効により納められなくなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の年金だけでなく、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

基礎年金番号通知書とは？

令和4年4月から年金手帳が廃止され、手帳に代わって「基礎年金番号通知書」が交付されます。基礎年金番号は生涯使用する年金番号となります。今後、年金の各種手続きの際に必要ですので、大切に保管してください。ただし、20歳到達以前に厚生年金、共済組合に加入していた方、障害年金や遺族年金を受給している（していた）方には送付されません。

保険料を納付するには？

毎月の保険料は、送付された納付書により、最寄りの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。納付には、口座振替やクレジットカード、スマートフォンアプリによる電子決済、電子納付を利用する納付方法もあります。保険料を早めに納めると、保険料が割引になる制度があります。

補助金をご活用ください！

子育て世帯リフォーム補助金

次世代を担う子育て世帯の経済的負担の軽減および世代間の子育て支援の促進を図るため、住宅リフォーム等に対し、補助金が交付されます。

■対象者 ※次の全てを満たす方

- ①香美市の対象となる住宅に世帯全員が住民登録している方
- ②中学校卒業までの子どもと同一の住宅に居住している方
- ③市税等を滞納していない方
- ④暴力団員等ではない方

■対象住宅

- ①補助対象者が居住し、市内に所有する住宅または2親等以内の親族の所有する住宅（賃貸借住宅を除く。）
- ②過去に本補助金の対象工事を行っていない住宅

■対象工事 ※次の全てを満たす住宅リフォーム

- ①市内に本社または本店を有する施工業者、または市内に住所を有する個人の施工業者による工事
- ②令和7年3月10日までに完了する10万円（消費税を除く）以上の開始・終了していない工事

※市の他の補助制度の対象となる工事や造園・新築・解体工事等は対象外

■補助率 ※決定後の補助金増額不可

20%（補助上限額20万円、多子世帯同居または三世帯同居に該当している場合は上限額を40万円）※決定後に工事費の変更が生じても、補助金の増額はできません。

■申込期間

4月1日（月）～令和7年2月28日（金）
※土・日・祝日・昼休み（12時～13時）を除く
申込期間内に予算枠に達した時点で終了します。

■申込方法

本庁3F企画財政課・各支所へ申請書を提出してください。申込書類は香美市公式ホームページからダウンロードできます。

■問い合わせ・申請先

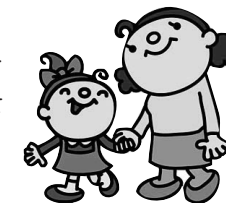
企画財政課 企画調整班
☎53-3114



子育て世帯新築住宅取得補助金

次世代を担う子育て世帯に対して新築住宅の取得を支援することにより、本市への移住および定住の促進を図るため、子育て世帯新築住宅取得に対し、補助金が交付されます。

また、住宅支援金融機構と提携しており、『フラット35』地域連携型を利用する場合、借入金利が引き下げられます。



■対象者 ※次の全てを満たす方

- ①令和6年4月1日以後において、香美市に新築住宅を取得する方
- ②申請時において取得者またはその配偶者のいずれかが40歳以下かつ中学校卒業までの子どもを養育している方
- ③10年以上継続して居住する意思のある方
- ④その地域の自治会へ加入する方
- ⑤市税等を滞納していない方
- ⑥暴力団員等ではない方

■対象となる住宅 ※次の全てを満たす方

- ①新築住宅（建売住宅を含む）であること
- ②居住を目的とした住宅であること
- ③住宅取得費用が500万円以上であること

■補助額

20万円（香美市内に事業所を有する施工業者と工事請負契約書を締結する場合は40万円）

■フラット35 地域連携型を利用する場合

金利引き下げ期間：当初10年間
金利引き下げ幅：借入金利から年△0.25%

■申込期間

4月1日（月）～令和7年2月28日（金）
※土・日・祝日・昼休み（12時～13時）を除く
申込期間内に予算枠に達した時点で終了します。

■申込方法

本庁3F企画財政課・各支所へ申請書を提出してください。申込書類は香美市公式ホームページからダウンロードできます。

■問い合わせ・申請先

企画財政課 企画調整班
☎53-3114